



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

105	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	1
106	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課).....	1
107	公共測量の実施	(技術調査課).....	2
108	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	2
109	〃	( 〃 ).....	2
110	〃	( 〃 ).....	3
111	〃	( 〃 ).....	3
112	道路の供用開始	(道路保全課).....	3
113	令和6年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(教育委員会).....	4

### ○ 選挙管理委員会告示

1	政治団体の届出事項の異動の届出	.....	6
2	資金管理団体の指定の取消しの届出等	.....	6
3	政治団体の解散の届出	.....	6
4	政治団体の設立の届出	.....	7
5	資金管理団体の届出	.....	7

### ○ 公告

入札公告	(教育委員会).....	7
------	--------------	---

### ○ 諸報

令和5年度行政書士試験の合格者	(一般財団法人行政書士試験研究センター).....	10
-----------------	---------------------------	----

### ○ 正誤

令和3年9月3日付け和歌山県報第240号和歌山県告示第919号中	.....	10
----------------------------------	-------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第105号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年2月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011000928	訪問介護すず	橋本市清水29番地の2	居宅介護	特定なし	合同会社ミニマルケア	橋本市清水29番地の2	令和6.2.1

### 和歌山県告示第106号

令和6年和歌山県告示第50号（以下「告示第50号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を那智勝浦町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年2月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不分明である通知の相手方  
土井繁次
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第50号のとおり

---

**和歌山県告示第107号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき橋本市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和6年2月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（3級・4級基準点測量、出来形確認測量）
- 2 作業期間 令和6年2月1日から同年12月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県橋本市隅田町山内、平野、真土及び垂井地内

---

**和歌山県告示第108号**

和歌山県田辺市新庄町の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年2月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
令和4年3月9日から令和5年10月27日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市新庄町の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市新庄町の一部地区
- 5 認証年月日  
令和6年1月24日

---

**和歌山県告示第109号**

和歌山県田辺市下川上の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年2月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期

令和4年4月1日から令和5年10月18日まで

- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市下川上の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市下川上の一部地区
- 5 認証年月日  
令和6年1月24日

---

**和歌山県告示第110号**

和歌山県田辺市龍神村殿原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年2月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
令和4年3月9日から令和5年10月17日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市龍神村殿原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市龍神村殿原の一部地区
- 5 認証年月日  
令和6年1月24日

---

**和歌山県告示第111号**

和歌山県有田郡有田川町大字上湯川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年2月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期  
令和3年4月1日から令和5年10月20日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字上湯川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡有田川町大字上湯川の一部地区
- 5 認証年月日  
令和6年1月24日

---

**和歌山県告示第112号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 すさみ古座線

供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町周参見字上戸川北側5162番1地先から同町周参見字上戸川北側5173番1地先まで

供用開始の期日 令和6年2月2日

### 和歌山県告示第113号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和6年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和6年2月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

#### 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

##### (1) 業務の名称

令和6年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務

##### (2) 契約期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、令和6年2月2日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 自己、自社の役員並びにその支店及び営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたって該当しないことを確約できる者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者

エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者

(4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

- (6) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (7) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (8) 同種の旅客運送についての1年以上の運送業務の実務経験を有する者が1名以上所属している者であること。
- (9) 次のいずれかの実績を有する者であること。
- ア 過去5か年の間に路線を運行する一般乗合用のバス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものをいう。）を運行した実績
- イ 過去5か年の間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績（民間企業等の実績を含む。）
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 一般競争入札参加資格審査申請書
- イ 事業経歴書
- ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
- エ 直近1事業年度分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
- （ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- （イ）和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目
- （ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）
- カ 業務経歴等証明書
- キ 誓約書
- ク 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- ケ 2の（9）に掲げる実績を有することを証明する書類
- (2) （1）のア、イ及びカからクまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和6年2月2日（金）から同月27日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和6年2月2日（金）から同月22日（木）までの午前9時から午後5時30分までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
- 令和6年2月2日（金）から同月28日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所
- 和歌山県教育庁教育総務局総務課
- 和歌山市湊通丁北一丁目2番1
- 和歌山県庁南別館6階
- 郵便番号 640-8262
- 電話番号 073-441-3642
- ファクシミリ番号 073-432-4517
- 6 資格審査の結果の通知
- 資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を令和6年3月19日（火）までに送付する。
- 7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、令和6年4月3日（水）までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、令和6年4月8日（月）までに、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

## 選挙管理委員会告示

### 和歌山県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年2月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
松岡宏行後援会	松岡宏行	会計責任者	中谷宜弘	岡村佳昭	令和 5.4.19
中西としあき後援会	宮井康雄	主たる事務所の所在地	有田市糸我町中番171番地	有田市宮原町道138番地	令和 5.12.6

### 和歌山県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年2月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
中岩和子	中岩和子後援会	令和 5.12.28

### 和歌山県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年2月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日

和歌山県医薬品登録販売者政治連盟	宮脇憲二	令和 5.12.20
あったかWAKAYAMA応援団	堀内省吾	令和 5.12.27
中岩和子後援会	中岩和子	令和 5.12.28

## 和歌山県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年2月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
鈴木あきひと後援会	鈴木彬人	鈴木裕喜	西牟婁郡白浜町庄川727-17	令和 5.12.18

## 和歌山県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年2月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日
林佑美	衆議院議員	林佑美後援会	和歌山市伝法橋南ノ丁12-1-302	令和 5.12.1

## 公 告

## 入 札 公 告

令和6年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和6年2月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度  
令和6年度
- (2) 業務の名称  
和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務
- (3) 業務の内容

和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務実施仕様書（以下「仕様書」という。）による。

- (4) 業務履行場所  
仕様書による。
- (5) 履行期間  
令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格  
令和6年和歌山県告示第113号に規定する令和6年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
  - (1) 場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館6階  
和歌山県教育庁教育総務局総務課
  - (2) 期間  
令和6年2月2日（金）から同年3月19日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで
- 4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等
  - (1) 場所  
3の（1）に同じ。
  - (2) 期間  
3の（2）に同じ。
  - (3) 入札説明書等について質問がある者は、令和6年2月2日（金）から同月22日（木）までの午前9時から午後5時30分までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 5 入札説明会の場所及び日時
  - (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県民文化会館4階 402会議室
  - (2) 日時  
令和6年2月20日（火）午前9時5分
- 6 一般競争入札執行の場所及び日時等
  - (1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
    - ア 入札場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館6階  
和歌山県教育庁教育委員会室
    - イ 入札日時  
令和6年3月21日（木）午前9時30分
    - ウ 開札場所  
アに同じ。
    - エ 開札日時  
イに同じ。
  - (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。



## 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

## 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

## 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

## 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

## 12 契約書の要否

要

## 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

## 14 その他

## (1) 契約の締結と予算の成立

この一般競争入札による契約の締結は、当該契約に係る令和6年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合には、当該入札は無効とする。

また、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該入札を中止し、延期し、又は必

要な変更を行うことがある。

(2) この一般競争入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁教育総務局総務課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3642

ファクシミリ番号 073-432-4517

(3) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Bus Operation Business of Wakayama Kita High school (period : 1 April 2024-31 March 2025)

(2) Date and time for tender :

9:30 A.M. Thursday 21 March 2024

(3) Contact point for the notice :

General Affairs Division of Wakayama Prefectural Board of Education,

1-2-1 Minatodoricho Kita Wakayama City, 640-8262, Japan

TEL 073-441-3642

FAX 073-432-4517

諸 報

公 告

令和5年11月12日に実施した令和5年度行政書士試験の合格者受験番号は、次のとおりである。

令和6年2月2日

一般財団法人行政書士試験研究センター

理事長 多賀谷 一 照

試験地 和歌山県

合格者受験番号

5910003 5910004 5910005 5910006 5910008 5910016 5910017 5910018 5910022 5910026  
5910028 5910033 5910041 5910043 5910048 5910050 5910052 5910056 5910061 5910062  
5910080 5910094 5910105 5910120 5910149 5910205  
5920001 5920003 5920005 5920025 5920028 5920038 5920050 5920056 5920067 5920081

正 誤

正 誤

令和3年9月3日付け和歌山県報第240号和歌山県告示第919号中

ページ	誤	正
10	11.73	9.68